

生徒及び保護者の皆様へ

### 自転車乗車時のヘルメット着用について（お願い）

生徒の皆さん、学校生活を安全に過ごすために、千葉県教育委員会から自転車乗車時のヘルメット着用についてお知らせとお願いがあります。

千葉県では、公立高校生の約半数が自転車を利用して通学しており、全世代の中でも、高校生が自転車に乗る機会はとても多いです。

このような状況の中、令和7年4月から7月までの間に、県立高等学校から県教育委員会に26件の交通事故が報告されており、そのうち、約88%の23件が自転車乗車中の事故でした。それらの事故の中には、頭部に重傷を負い、意識不明となった重篤な事故もありました。

また、千葉県警察本部の発表資料によると、令和6年における高校生の自転車乗車中の死傷者数は、他の年齢層に比べて突出しています。さらに、自転車乗車中の交通事故で亡くなった方（全年齢）の約6割が頭部に致命傷を負っていることや、頭部を負傷した死者・重傷者の中で、ヘルメットを着用していなかった方の割合は、着用していた方に比べて約1.6倍高くなっているという結果も示されています。

しかしながら、令和7年5月時点での県内公立高校生（特別支援学校高等部含む）のヘルメット着用率は、1割未満と依然として低い数値であり、多くの高校生が自転車乗車時の交通事故に遭った際、頭部を守ることができない非常に危険な状況にあります。

こうした事態を踏まえ、千葉県教育委員会では、生徒の皆さんの大切な命を守るために以下の方針を決定しました。

#### 【千葉県教育委員会の方針】

県教育委員会は、全ての県立学校生に対して、自転車通学の際、必ずヘルメットの着用を求める。

生徒の皆さん、登下校時はもちろんのこと、自転車に乗車する際には、万が一の事故に備えてヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。

保護者の皆様には、本趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。なお、居住の自治体でヘルメット購入助成事業を行っている場合がございますので、御活用ください。

令和7年9月29日

千葉県教育委員会